

## 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 定義

1 この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体（やむを得ない場合において行われるものを除く。）をいうものと

すること。

2 この法律において「特定船舶」とは、総トン数が五百トン以上の船舶（特別の用途のものを除く。）をいうものとする。

3 この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であつて、次に掲げるものをいうものとする。

(1) 日本船舶

(2) 外国船舶であつて、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

4 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であつて、日本国領海等（日本国の内水、領海及び排他的経済水域をいう。以下同じ。）以外の水域において航行の用に供されるもの（航海の態様が特殊な船舶を除く。）をいうものとする。

5 この法律において「特定外国船舶」とは、特定船舶であつて、特定日本船舶以外のものをいうものとする。

6 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に

含まれる有害物質（船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。以下同じ。）の種類及び量が記載された図書をいうものとする。

7 この法律において「再資源化解体業者」とは、第三の一の許可を受けた者をいうものとする。

（第二条関係）

## 第二 有害物質一覧表

### 一 有害物質一覧表の作成及び確認

1 特別特定日本船舶の船舶所有者は、次のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、2に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないものとする。

(1) 特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

(2) 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させる改造又は修理を行ったとき。

(3) 二の有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。  
（第三条第一項関係）

2 有害物質一覧表は、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならぬ。

のとする事。

(第三条第二項関係)

3 1の確認は、特別特定日本船舶以外の日本船舶(第一の二三(2)の船舶を含む。以下同じ。)に係る有害物質一覽表についても、船舶所有者の申請によりすることが出来るものとする事。

(第三条第三項関係)

## 二 有害物質一覽表確認証書

国土交通大臣は、一の確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覽表確認証書を交付しなければならないものとし、その有効期間は、五年とすること。

(第四条関係)

## 三 特別特定日本船舶の航行

特別特定日本船舶は、有効な有害物質一覽表確認証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならないものとする事。

(第五条関係)

## 四 有害物質一覽表確認証書等の備置き

有害物質一覽表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶内に、当該有害物質一覽表確認証書及び一の確認を受けた有害物質一覽表を備え置かなければならないも

のとする事。

(第六条関係)

五 有害物質一覽表の内容に相当する情報の収集及び整理

特別特定日本船舶以外の特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶に係る有害物質一覽表の内容に相当する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないものとする事。(第九条関係)

第三 特定船舶の再資源化解体の許可

一 再資源化解体の許可

特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないものとする事。(第十条関係)

二 許可の更新

一の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする事。(第十一条関係)

第四 特定船舶の再資源化解体の実施

一 再資源化解体業者等による再資源化解体

特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、自ら再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者（締約国の政府から第三の一の許可に相当する許可を受けた者をいう。以下同じ。）として当該再資源化解体を行う場合を除き、再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に行わせなければならぬものとする事。

（第十六条関係）

## 二 有害物質等情報の提供

特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶について、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託（以下「譲渡し等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となろうとする者（再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に限る。）に対し、有害物質等情報（有害物質一覧表の内容等の再資源化解体の適正な実施のために必要な船舶の情報をいう。以下同じ。）を提供しなければならぬものとする事。

（第十七条関係）

## 三 再資源化解体計画の承認

1 再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託（以下「譲受け等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、二の規定により提

供を受けた有害物質等情報（当該特定船舶が特定外国船舶である場合にあつては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報）に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に関する計画（以下「再資源化解体計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないものとする  
こと。  
（第十八条第一項関係）

2 主務大臣は、1の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る船舶所有者に通知しなければならないものとする  
こと。  
（第十八条第五項関係）

#### 四 再資源化解体計画の提出の要求

二の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、三二の規定により通知を受けたとき（当該有害物質等情報の提供の相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあつては、当該締約国の政府から当該通知に相当する通知を受けたとき）は、当該相手方に対し、三一の承認を受けた再資源化解体計画（当該相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあつては、当該締約国の政府から当該承認に相当する承認を受けた当該再資源化解体計画に相当する図書。五において同じ。）の提出を求めなければならないものとする  
こと。  
（第十九条関係）

## 五 譲渡し等の承認

二の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、四の規定により再資源化解体計画の提出を受けたときは、当該再資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

(第二十条関係)

## 六 再資源化解体準備証書

国土交通大臣は、五の承認をしたときは、当該特定日本船舶の船舶所有者に対し、再資源化解体準備証書を交付しなければならないものとし、その有効期間は、三月とすること。

(第二十一条関係)

## 七 再資源化解体準備証書の備置き

再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶内に、当該再資源化解体準備証書を備え置かなければならないものとする。

(第二十二条関係)

## 八 特定船舶の譲渡し等及び譲受け等の制限

1 特定日本船舶は、有効な再資源化解体準備証書の交付を受けているものでなければ、譲渡し等又は譲受け等をしてはならないものとする。

(第二十三条第一項関係)



2 特定外国船舶は、有効な再資源化解体準備条約証書（締約国の政府が交付する書面であつて、船舶の再資源化解体に係る事項が条約に定める基準に適合することを証するものをいう。九二において同じ。）の交付を受けているものでなければ、譲受け等をしてはならないものとする事。

（第二十三条第二項関係）

九 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の適用除外

1 有効な再資源化解体準備証書の交付を受けている特定日本船舶の船舶所有者が当該特定日本船舶の譲渡し等をしようとする場合において、当該譲渡し等が締約国のうち一定の地域を仕向地等とする輸出に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条の規定は、適用しないものとする事。

（第二十四条第一項関係）

2 三一の承認を受けた再資源化解体業者が当該承認に係る特定外国船舶（有効な再資源化解体準備条約証書の交付を受けているものに限る。）の譲受け等をしようとする場合において、当該譲受け等が締約国のうち一定の地域を原産地等とする輸入に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第八条の規定は、適用しないものとする事。

（第二十四条第二項関係）

十 譲渡し等をしないうで行う再資源化解体の承認等

1 特定船舶の船舶所有者は、自ら再資源化解体業者として譲渡し等をしないうで日本国内において当該特定船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定船舶に係る有害物質等情報に基づき再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けるとともに、当該特定船舶が日本船舶である場合にあつては、当該有害物質等情報が当該特定船舶の状態と一致することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないものとする。 (第二十五条第一項関係)

2 特定日本船舶の船舶所有者は、自ら締約国再資源化解体業者として譲渡し等をしないうで外国において当該特定日本船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定日本船舶の譲渡し等をしないうで行う再資源化解体について、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。 (第二十五条第三項関係)

十一 再資源化解体の開始及び完了の報告

再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を開始しようとするとき、及び当該再資源化解体を完了したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならないものとする。 (第二十九条関係)

## 第五 船級協会

一 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認又は特定日本船舶の譲渡し等の承認等をする者として登録すること。

(第三十条第一項及び第三十一条第一項関係)

二 一の規定による登録を受けた者(三において「船級協会」という。)が有害物質一覧表に係る確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表の確認をしたものとみなすこと。

(第三十条第二項関係)

三 船級協会が特定日本船舶の譲渡し等の承認等をし、かつ、船級の登録をした特定日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が譲渡し等の承認等をしたものとみなすこと。

(第三十一条第二項関係)

## 第六 監督

船舶所有者、再資源化解体業者等に対する所要の監督規定を設けるものとする。

## 第七 雑則

(第三十二条から第三十五条まで関係)

一 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣とすること。

(第三十九条関係)

二 権限の委任、経過措置及び省令への委任について、所要の規定を設けるものとする。

(第四十条から第四十二条まで関係)

## 第八 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

(第四十三条から第五十一条まで関係)

## 第九 附則

一 この法律は、二及び三の一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条から第十条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第十一条から第十五条まで関係)